

農業委員会の活動・組織の見直しについての意見

- 全国農業委員会職員協議会役員会における主な意見 -

1. 農業委員会の役割について

農業委員会がなければ470万 ha の優良農地の確保という目標は達成困難である。

優良農地の確保には農業委員会の権限強化が必要である。

市町村において、農地法等の法令業務の執行機関として農業委員会が設置されている意義は大きい。

遊休農地の発生防止・解消、認定農業者等への利用集積において中心的な役割を担っている。

2. 農業委員会の活動について

農業委員及び職員の意識改革を図りながら地域に活動をアピールする必要がある。

各地区の農業委員が主体となって、毎年市内の約20か所で集落座談会を開催し、施策の浸透と地域農業者の声の積み上げを行っている。

農地法第3条の許認可を市町村部局が行うこととなった場合には、現地確認等の手が回らなくなり、書類審査だけに終わってしまう。

農地については、市町村部局とは別の組織の農業委員会が管理するべきであり、地域に精通し現地確認ができる者の合議体で審査することが大事。

農地基本台帳は市町村部局では管理が出来ず、地域の農業者の代表である農業委員の活動が必要である。

農地の権利移動等については、農地関係法令や税制・年金制度をトータルに把握し、かつ、地域農業振興との調和を図る上でも、農業委員会の仕組みは重要である。

3. 農業委員会の組織のあり方について

農業委員定数のスリム化は必要。但し、法令業務だけでその是非を判断することは避けるべき。

選任委員の対象を教育委員会や土地改良区に広げることは大切だが、逆に農業委員が教育委員会などに参画するなどの相互交流が必要。

公選による選挙委員は、責任、意気込みがあり、さらに認定農業者が加われば農業振興上は効果が大きい。

女性農業者や認定農業者の参画が指導されているが、現実には難しい状況があり、一層の推進には、制度上明文化すべきである。

農業委員の自覚・意識をさらに高めるために、被選挙権資格について検討が必要である。

4. 市町村合併への対応について

現在検討中の合併が実現すれば選挙委員数は、現員の約半分に減少することから、地区担当制による活動、協力体制の整備が課題となっている。

市町村合併を視野に入れて、議会議員定数の減とも関連して、選挙委員定数を約4割削減して少数精鋭の体制にしたが、具体的な活動に際しては地域農業者の協力を得ている。

市町村合併によって農地面積が大きくなると現行の定数基準による人数で対応できるか疑問がある。

5. その他

農業委員会の予算は人件費が太宗を占め事業費がほとんどないのが現状であり、農業委員会が実施する事業に係る国費の確保が望まれる。

農業委員会の体制強化の上では、かつての農地主事制度のような専門性の高い職員配置が必要である。

(注) 本資料は全国農業委員会職員協議会役員と農林水産省経営局構造改善課との意見交換会(平成15年2月14日)における同協議会役員の主な意見を取りまとめたものである。